

# 株式会社すみか 代表取締役報酬規程

## (目的)

第1条 本規程は、株式会社すみか（以下「当社」という。）の代表取締役に対する報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において「報酬等」とは、その名称のいかんを問わず、職務遂行の対価として代表取締役が受ける財産上の利益をいう。ただし、職務の遂行に伴う交通費、旅費その他の経費（以下「費用」という。）は含まない。

## (報酬等の額及び決定方法)

第3条 代表取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により定める。

## (賞与、退職慰労金等)

第4条 当社は、代表取締役に対し、第3条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等を支給しない。ただし、株主総会において別途決議された場合はこの限りでない。

## (支払方法)

第5条 代表取締役の報酬等は、原則として毎月15日に、本人名義の銀行口座に振り込む方法により支払う。

## (費用)

第6条 代表取締役が職務の遂行に伴い負担した費用については、請求に基づき、遅滞なく精算・支払う。

## (改廃)

第7条 本規程の改廃は、株主総会の決議を経て行う。